

長崎市立図書館公式 instagram に関する運用規定

2018年12月

(目的)

- 1 instagram が持つ特性を活かし、長崎市立図書館（以下、「市立図書館」という。）のイベント情報や館内の情報等をお知らせする。長崎市立図書館公式 instagram（以下、「公式アカウント」という。）を通じての情報発信にあたり、誤解や混乱が生じることのないよう運用方針を次の通りに定める。

(適用)

- 2 この運用規定は、「長崎市立図書館ソーシャルメディア等に関するガイドライン」に基づき、職員が職務の一環として instagram のアカウントを取得し、公式アカウントを使って情報発信をする際に適用する。

(掲載内容)

- 3 市立図書館の講座・展示等事業告知、報告、資料に関する情報、その他図書館情報

(アカウント登録)

- 4 投稿担当者がアカウント（ユーザー名・名称・パスワード・メールアドレス）の登録及び総括的な事務にあたる。
- 5 ユーザー名及びパスワードは、SNS 管理責任者（以下、「責任者」とする。）が定める。
- 6 名称は「長崎市立図書館」とする。
- 7 登録するメールアドレスは長崎市立図書館の代表アドレスとする。

(情報発信)

- 8 情報発信を希望する職員は、掲載原稿を提出する。
- 9 市立図書館としての情報発信は原則として公式アカウントから行なうものとする。投稿担当者やその他職員が使用する個人アカウントからは、市立図書館としての情報発信を行なってはならない。
- 10 情報発信を行なう場合は、必ず市立図書館内で行なうものとする。個人が所有するパソコンやモバイルを使用しての情報発信作業等は行なってはならない。
- 11 投稿担当者が図書館の公式アカウントを使用する場合に使う機能は原則として、写真を中心とした投稿のほか、説明文やハッシュタグを使用した投稿のみとする。

(ユーザー名・パスワードの管理)

- 12 アカウントのユーザー名・名称は変更してはならない。
- 13 パスワードは部外者に開示してはならない。

(意思決定)

14 情報発信については、原則として責任者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げる Instagram の特性や情報発信の即時性を考慮し、責任者の判断により直接情報発信をできるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
- (2) イベント等の現況・結果などについて情報発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(フォローの禁止)

15 市立図書館以外のアカウントには、市立図書館の関連の情報発信をしているアカウントでも、原則としてフォローしない。ただし、公的機関や責任者が、業務上関係が深いと認めるアカウントについては例外とすることができる。

(市立図書館以外のアカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

16 市立図書館以外のアカウントへのコメントは行なわない。ただし、第 15 項において、フォローしている公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントへのコメントは責任者の判断で例外とすることができる。

17 公式アカウントに対するコメント（意見や反応等）については、返信コメントしない。ただし、第 14 項の各号を満たし、即時かつ正確に回答ができるものについては、責任者の判断で直接返信コメントせず、全体に向けてコメント（情報発信）するものとする。

(市立図書館以外のアカウントの「いいね」機能使用の禁止)

18 市立図書館以外アカウントでは「いいね」機能を使用しない。ただし、第 15 項において、フォローしているアカウントや公的機関、業務上関係が深いと認めるアカウントについては責任者の判断で例外とすることができる。

19 当アカウントへの市民等からの投稿に対しては、「いいね」機能を使用しない。ただし、第 15 項において、フォローしているアカウントや公的機関、業務上関係が深いと認めるアカウントからの情報発信については、責任者の判断で例外とすることができる。

20 当アカウントをホームページ上に掲載し、情報発信を行なうとともに、なりすましでないことを証明する。

21 ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載するとともに、禁止事項を明示する。

(なりすましへの対応)

22 なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行なうものとする。

(遵守事項)

23 法令及びガイドライン、この運用規定を遵守すること。

(登録の解除等)

- 24 法令及びガイドライン、この運用規定に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、情報発信を止めさせ、別にアカウントを作成している場合は、そのアカウントを削除させることができる。

(協議事項)

- 25 この規定に定めていないものについては、責任者が協議して定めるものとする。

(規定の変更について)

- 26 この規定は、予告なく変更する場合がある。